

簡易評価型プロポーザル方式による事業者選定の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による事業者選定を実施するので、次のとおり公告します。

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

長 岡 市 長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による事業者選定は、起業・創業支援事業補助金について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に補助金を交付するものです。

2 事業概要

- (1) 事 業 名 起業・創業支援事業
- (2) 実施期間 交付決定日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 事業内容 起業・創業支援事業

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能がある事業所を有する事業者（民間企業、NPO法人その他の団体等。ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (2) 「起業・創業支援事業」を的確に実施することが可能な事業者であること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成 2 6 年 5 月 1 9 日（月曜日）午後 5 時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）
ファクス又は電子メールとします。ただし、ファクス又は電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4 により参加表明書を提出した者（以下「参加者」といいます。）は、平成 2 6 年 5 月 2 3 日（金曜日）午後 4 時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」により質問することができます。

質問に対しては、平成26年5月28日(水曜日)までに、参加者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成26年6月2日(月曜日)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)
- (3) 提出場所 長岡市商工部商業振興課
〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎
電話：0258-39-2228
FAX：0258-36-7385
e-mail：syougyo@city.nagaoka.lg.jp

7 提案書に記載する事項

- (1) 事業者概要に関する事項
 - ア 事業者名
 - イ 本社及び長岡市内の支社、支店、営業所等の所在地
 - ウ 資本金
 - エ 従業員数(本社並びに支社、支店及び営業所等別)
 - オ 業務内容
- (2) 事業実績に関する事項(事業実績のある参加者のみ。)
起業・創業支援事業と同種又は類似した事業実績について、次の事項を記載すること。
 - ア 事業の名称
 - イ 履行期間
 - ウ 概略(100字以内)
- (3) 本事業の担当予定者に関する事項
予定者が複数である場合は、主担当者を明記すること。
- (4) 本事業への取組体制に関する事項
本事業への対応予定体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制について記載すること。
- (5) 取組方針、内容等に関する事項
次のとおり記載すること。
 - ア 起業・創業支援について、認識や考え方を述べること。
 - イ 「起業家相談窓口」の支援制度等の情報収集及び情報提供並びに起業家が求める起業支援の内容を把握する方法について提案すること。
 - ウ 「起業家相談窓口」の相談状況の管理や支援制度等の情報の管理など、管理方法について提案すること。

- エ 「起業家相談窓口」の設置に係る広報の実施方法について提案すること。
- オ 「起業・創業塾」の受講者の募集や講師、講義内容の選定方針と実施方法について、提案すること。
- カ 「起業・創業塾」の講義の進捗管理や講義後の受講アンケートの集計・分析など、運営管理方法について、提案すること。
- キ 「起業・創業塾」の受講後における、受講者へのフォローアップに対する実施方針と実施方法について、提案すること。
- ク 「起業・創業塾」の事業周知や受講者の募集に係る広報の実施方法について、提案すること。
- ケ 「起業家応援講演会」の参加者の募集や講演者、講演内容の選定方針と実施方針について、提案すること。
- コ 「起業家応援講演会」の講演スケジュールの進捗管理や講演後の受講アンケートの集計・分析など、運営管理方法について、提案すること。
- サ 「起業家応援講演会」の事業周知や参加者の募集に係る広報の実施方法について、提案すること。
- シ 「起業家個別相談料補助事業」の中小企業診断士等のコンサルタントの派遣に係る調整、コンサルタントの選定方針及びコンサルタント名簿への登録方法並びに個別相談料補助金の申請受付及び補助金交付など、実施方法について提案すること。
- ス 「起業家個別相談料補助事業」のコンサルタントの派遣状況、コンサルタント名簿の登録状況、起業家個別相談料補助金の交付状況の管理など、運営管理方法について、提案すること。
- セ 「その他」の起業を支援する効果的な総合事業の実施方法について提案すること。

(6) アピールポイントに関する事項

(7) 費用見積りに関する事項

補助対象経費に係る総事業費の見積書を作成すること。その際、事業費、人件費等を区分して記載すること。

8 選考方法

(1) 別に指定する日時において、参加者全員が提案内容のプレゼンテーションを行うヒアリングを実施します。

(2) 選考委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書及びプレゼンテーションの内容並びに見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

ア 提案書の記述が要件を満たしていること。

イ プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

ウ 本市の意向に合致しており、今後本市及び関係機関と相互に連携して事業展開が実現可能であると見込まれること。

9 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知します。

- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して4日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返還しません。
- (4) 決定した事業者の提案書の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (6) 不明な点については、長岡市商工部商業振興課にお問い合わせください。